

第 8 期岐阜県保健医療計画について

1 保健医療計画の概要

保健医療計画は、医療法第 30 条の 4 の規定に基づき、国の定める基本方針に則して、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るために策定するもの。

(1) 計画期間

令和 6～11 年度（6 年間） ※3 年ごとに中間見直しを行う

(2) 主な記載事項

1) 5 疾病 6 事業及び在宅医療に関する事項

- ・ 疾病又は事業ごとの現状把握、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等

5 疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患

6 事業：救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）

※新たに「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加

2) 医師の確保に関する事項（＝「医師確保計画」）

- ・ 医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等

3) 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（＝「外来医療計画」）

- ・ 外来医療機能の偏在・不足等の可視化、医療機器の共同利用等

4) 地域医療構想に関する事項（＝「地域医療構想」） ※H28.7 策定済

5) 病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項（二次医療圏）の設定

6) 基準病床数の算定

2 主な検討事項

(1) 「新興感染症発生・まん延時における医療」について

- ・ 感染症法に基づく予防計画（今年度改定予定）との整合性を確保

(2) 「周産期医療」及び「小児医療」について

- ・ 三次周産期医療機関や小児医療圏の設定について検討（岐阜圏域、中濃圏域）

(3) 「救急医療」について

- ・ 救命救急センターの追加指定の可否について検討（岐阜圏域、中濃圏域）